

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一八号)

(衆議院提出) 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、旅費の種目及び内容は、両議院の議長が協議して定めるものとする。
- 二、日当は、証人として出頭し又は陳述した日数に応じて支給する。
- 三、この法律は、令和七年四月一日から施行する。
- 四、その他所要の規定の整理を行う。